

自動車安全特別会計からの一般会計繰入金に係る要望

平成29年9月4日
自動車損害賠償保障制度を考える会

自動車損害賠償保障制度は、自動車ユーザーの支払った保険料で、不幸にして交通事故の被害に遭った人たちの救済を確かなものにするための、世界に誇れる共助の仕組みです。

しかし、保険料から交通事故被害者への支援を中心とする交通事故対策のために積立てた資金が、自動車ユーザーにあまねく知られないまま、一般会計に貸し出されており、未だに6,169億円(平成29年度末)が返済されずに返済期限である平成30年度を迎えようとしています。

とりわけ、特別会計の運用益によって実施されている被害者救済や事故防止対策の事業は、積立金が返済されていないことにより、事業の持続可能性を大きく毀損されかねない状況になっています。

また、交通事故死者数が67年ぶりに3,000人台まで減少している中でも、重度後遺障害者数は2,000人弱で横ばいの状況が続いており、更なる事故防止対策とともに、後遺障害を負われた方々の回復に向けたなお一層の質的・量的施策の充実が期待されています。

自動車ユーザーのみならず、すべての国民が安心して移動の自由を享受できる社会を持続していくためにも、被害者救済や事故防止対策などの事業を行っている自動車損害賠償保障制度の持続可能性を高めることは大変重要であるという認識を踏まえ、以下のとおり要望します。

1. 自動車安全特別会計(自賠責保険料積立金・剰余金)から一般会計に繰り入れられている6,169億円を大臣間の覚書の通り、平成30年度末までに返済していただきたい。
2. 今後、交通事故の被害者が将来にわたって安心して生活することができ、被害からの回復が可能となるよう、また、交通事故による被害者の発生を少しでも減らすことができるよう、被害者救済や事故防止対策の更なる充実を図るとともに、これらの問題に関し、十分な説明責任を果たしていただきたい。

以上